

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「【評定】中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調</u>に進んでいる (理由) 年度計画の記載12事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>毒劇物等の不適切な管理があったこと等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p><u>平成28年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u> ○ <u>毒劇物等の不適切な管理</u> 「<u>毒物及び劇物取締法</u>」の規制対象である水銀化合物(チメロサル)が、<u>不適切な管理により実験室の流し台から排出されていた事例があったことから、管理・保管体制について徹底した見直しを行い、再発防止に向けた組織的な取組を積極的に実施することが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 「I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標」の課題事項の記述を削除し、評定を再考願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期計画の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる (理由) 年度計画の記載12事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年</p>	<p>【対応】 課題事項の記述は削除せず、評定も原案のとおりとする。 ただし、意見を踏まえ、記述の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>「○ <u>毒劇物等の不適切な管理</u> 「<u>毒物及び劇物取締法</u>」の規制対象である、<u>水銀化合物(チメロサル)を含有する製剤(実験試薬)</u>が、<u>不適切な管理により実験室の流し台から排出されていた事例があったことから、管理・保管体制について徹底した見直しを行い、再発防止に向けた組織的な取組を積極的に実施することが求められる。</u>」</p> <p>【理由】 本件においては、「毒物及び劇物取締法」の規制対象となっている水銀化合物(チメロサル)を含有する製剤が約50回にわたり実験室の流し台から排出されており、このような管理体制については法令違反の有無のみならず、法人に求められる管理体制として不適切であることから課題として指摘しているため。 なお、本件において流出した薬品が水銀化合物(チメロサル)原体ではなく、それを含有する製剤であったことを明確にするため、記述を修正する。</p>

度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

~~平成28年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。~~

~~○ 毒劇物等の不適切な管理~~

~~「毒物及び劇物取締法」の規制対象である水銀化合物（チメロサル）が、不適切な管理により実験室の流し台から排出されていた事例があったことから、管理・保管体制について徹底した見直しを行い、再発防止に向けた組織的な取組を積極的に実施することが求められる。」~~

【理由】

「「毒物及び劇物取締法」の規制対象である水銀化合物（チメロサル）が、不適切な管理により実験室の流し台から排出されていたという事例があった」という表現については、適切な表現とは言えず、第三者に事実と異なる理解を与えるものである。

今回対象とされている件は、防腐剤として微量（0.01%）の水銀化合物（チメロサル）を含有する製剤（実験試薬）の排水処理に関するものであり、「毒物及び劇物取締法」の規制対象である水銀化合物（チメロサル）原体の流出ではない。

本年6月、学内において当該添加物の流出の可能性のある旨の申告を受理後、直ちに文部科学省及び能美市に第一報を入れるとともに調査を実施したが、調査の結果、学内ルールに照らして考えた場合、一部に不備があったことは確かであるが、当該試薬の管理・保管体制が毒物及び劇物取締法に抵触したとはいえ、また、下水道法の定める排出口における濃度についても定量限界値以下の「検出されない」レベルであった（詳細は参考のとおり）。

本学は日頃より厳格な安全管理を構成

員に求めており、本件発覚後も近隣地域への配慮から最悪の事態を想定してできる限り早期に誠実な対応を取ったものであり、結果的には前述したような法令への抵触や社会的な影響はなかったことから、課題事項の記述の削除及び評定の再考をお願いいたします。

【参考】法的根拠及び排水基準の計算結果について

下水道法第 12 条の 2 では、「公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。」とされており、下水道法施行令第 9 条の 4、能美市公共下水道条例第 11 条にてアルキル水銀の排出基準値は「検出されないこと」となっている。

この「検出されないこと」については、水質汚濁防止法の排水基準を定める政令により「環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。」とされている。水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物の環境大臣が定める方法として、「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環境庁告示第 59 号）」付表一及び付表二に掲げる方法とされており、この告示の方法での定量下限値は 0.0005mg/L である。

本学から公共下水へ流出した水銀化合物については、1 回当たり 0.0125mg であったが、本学から公共下水への排出量は日量 約 100m³（H28 実績平均）かつ、公共下水への排出口までの間に中継水槽（約 4m³）及び滞留水槽（約 70m³）を設置している。このため、中継水槽であっても濃度は 0.0125mg/4,000L=0.000003125mg/L（滞留水槽では 0.000000178mg/L）であり、定量下限値を下回っている。

なお、流出が判明した時点において構内各所で実験排水中のアルキル水銀を分析

したが、すべて検出されなかった。